

第88号議案

令和5年3月28日
総務課

東京都人事委員会事務局非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規程の
制定について

標記の件について、下記のとおり制定し、施行する。

記

○ 新設する規程

東京都人事委員会事務局非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規程

東京都人事委員会事務局非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規程

項 該 当 条 目 文	内 容
規程整備（新設）	○ 東京都人事委員会の任命に係る非常勤職員（会計年度任用職員）の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規程を新設する。
施行予定日	○ 令和5年4月1日

新設案

（参考）

○東京都人事委員会事務局非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規程

令和五年三月三十一日

人事委員会訓令第二号

東京都人事委員会事務局

東京都人事委員会事務局非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規程を次のように定める。

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年

東京都条例第百十四号）第二十五条第一項第二号に基づき東京都人

事委員会が実施する福祉事業については、東京都非常勤職員の公務

災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（昭和五十年東京都規則

第二百二十九号）を準用する。この場合において、準用する条文中

「知事」とあるのは「東京都人事委員会」に、「所属長」とあるの

は「東京都人事委員会事務局長」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

○東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

昭和五〇年一〇月二五日

規則第二一九号

東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（昭和五十年東京都規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条 この規則は、東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年東京都条例第百十四号。以下「条例」という。）第二十五条第一項第二号の規定に基づき、知事が実施する福祉事業に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 この規則で「災害」、「補償」、「職員」、「通勤」、「補償基礎額」、「年金たる補償」又は「福祉事業」とは、それぞれ条例第一条、第二条、第二条の二第一項、第四条、第四条の三第一項又は第二十五条第一項に規定する災害、補償、職員、通勤、補償基礎額、年金たる補償又は事業をいう。

第三条 知事は、条例第二十五条第一項第二号に規定する事業として、次のものを行う。

- 一 休業援護金の支給

- 二 奨学援護金の支給
- 三 就労保育援護金の支給
- 四 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
- 五 アフターケアの費用の支給
- 六 傷病特別支給金の支給
- 七 障害特別支給金の支給
- 八 遺族特別支給金の支給
- 九 障害特別援護金の支給
- 十 遺族特別援護金の支給
- 十一 傷病特別給付金の支給
- 十二 障害特別給付金の支給
- 十三 遺族特別給付金の支給
- 十四 障害差額特別給付金の支給
- 十五 長期家族介護者援護金の支給

第四条から第十三条まで (略)

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。